

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和元年5月28日
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号。以下「法」という。）に係る平成28年2月18日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

この附帯決議を受け、平成30年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

第1 指定法人の事業計画の策定及び指導監督等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が平成30年度に行う業務について、平成30年2月に「平成30年度戦没者の遺骨収集等実施指針」（以下「平成30年度実施指針」という。）を策定し、指定法人は、平成30年度実施指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年4月に厚生労働省に提出した。

厚生労働省は、同月に指定法人と委託契約を締結し、同月より、事業計画に基づき、指定法人による平成30年度の戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。

- 指定法人は、法第12条第3項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、平成29年度の事業報告書及び収支決算書は平成30年6月に厚生労働省に提出された。

- 厚生労働省は、平成30年7月に、平成29年度における指定法人の法人運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。この結果等を踏まえ、同年9月に、「第2回戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」を開催し、平成29年度の遺骨収集事業の実施状況等について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言をいただいた。

第2 情報の収集等

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集（以下「各国の国立公文書館等における資料調査」という。）や戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査（以下「現地調査」という。）といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施することとされている。

基本計画を踏まえ、平成29年度までに、各国の国立公文書館等における資料調査を概了し、平成30年度は、取得した情報の精査及び分析を行った。

1. 各国の国立公文書館等における資料調査で取得した情報の精査及び分析

- 平成29年度までに実施した各国の国立公文書館等における資料調査で取得した情報を精査及び分析した結果、戦没者の埋葬された地点や戦没地点に関する情報が184,846件あり、そのうち戦没者の埋葬された地点に関する情報が8,757件、それらから推定された埋葬地点数は1,695地点であった。埋葬地点を推定できた情報は、現地調査に活用することとしている。

2. 現地調査

- 指定法人が、ミャンマーへ4回、パラオ諸島へ4回、東部ニューギニア（パプアニューギニア独立国）へ6回、ビスマーク・ソロモン諸島（パプアニューギニア独立国3回、ソロモン諸島3回）へ6回、インドへ2回、マーシャル諸島へ1回、マリアナ諸島へ6回、派遣団員を派遣し、当該地域において情報を収集した際には、人種鑑定のための遺骨鑑定人等の同行の上で、遺骨所在地まで踏査し遺骨を確認した。

また、厚生労働省が指定法人の協力を得て、旧ソ連地域へ6回（ハバロフスク地方、ザバイカル地方、クラスノヤルスク地方、ブリヤート共和国・イルクーツク州、アムール州及びカザフスタン共和国各1回）にわたり派遣団員を派遣し、埋葬地調査や遺骨の確認を実施した。

この他、厚生労働省がフィリピンへ2回、職員を派遣し、遺骨鑑定人等の同行の上で遺骨を確認した。さらに、戦没者の埋葬に関する情報を入手したことから、鹿児島県西之表市馬毛島に1回、職員を派遣し遺骨を確認したが、遺骨の年代測定の結果、戦没者の遺骨ではないことが判明した。

上記のように、現地調査を実施し、遺骨が確認できた場合には、戦没者の遺骨収集を実施することとしている。

- 鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機に戦没者の遺骨が残存する可能性があるとの情報を入手したことを踏まえ、当該戦没者の遺骨収集を指定法人が法に基づき実施するため、平成31年1月に、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律施行規則」

(平成 28 年厚生労働省令第 112 号) を改正した。今後、現地調査を実施予定である。

【参考：平成 30 年度現地調査実施状況】 ※現地調査の結果、遺骨の発見に至らない場合もある。

調査地域	派遣場所	派遣期間
【指定法人が実施】		
ミャンマー	ザガイン管区、シャン州	10.20～11.9 (21日間)
	ザガイン管区	12.19～12.27 (9日間)
	シャン州	1.21～2.3 (14日間)
	マンダレー地方域	2.6～2.17 (12日間)
パラオ諸島	ペリリュウ島、アンガウル島	5.27～6.6 (11日間)(注1)
	ペリリュウ島、アンガウル島	7.12～7.26 (15日間)(注1)
	ペリリュウ島、アンガウル島	9.19～10.1 (13日間)(注1)
	ペリリュウ島、アンガウル島	3.3～3.13 (11日間)(注1)
東部ニューギニア	オロ州	6.9～6.16 (8日間)(注2)
	オロ州	7.14～7.25 (12日間)(注2)
	東セピック州、サンダウン州	8.25～9.12 (19日間)(注2)
	マダン州	11.24～12.6 (13日間)(注2)
	モロベ州	12.8～12.20 (13日間)(注2)
	モロベ州	1.12～1.27 (16日間)(注2)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	6.16～6.27 (12日間)
	ブーゲンビル島	7.21～8.9 (20日間)(注2)
	ガダルカナル島、マライタ島	9.15～9.30 (16日間)
	ガダルカナル島、チョイセル島、マサマサ島、ピエズ島	11.14～11.28 (15日間)
	ブーゲンビル島	11.24～12.9 (16日間)
	ブーゲンビル島	1.26～2.9 (15日間)(注2)
インド	マニプール州、ナガランド州	10.14～10.30 (17日間)(注3)
	マニプール州、ナガランド州	1.27～2.8 (13日間)
マーシャル諸島	ウオツゼ島	11.4～11.16 (13日間)
マリアナ諸島	テニアン島	6.6～6.25 (20日間)
	グアム島	7.6～7.12 (7日間)
	サイパン島	8.19～8.30 (12日間)
	グアム島	10.1～10.11 (11日間)
	サイパン島、テニアン島	1.21～1.24 (4日間)
	テニアン島	3.17～3.28 (12日間)

【厚生労働省が実施】		
旧ソ連	ハバロフスク地方	5.27～6.5 (10日間)
	ザバイカル地方	5.29～6.10 (13日間)
	クラスノヤルスク地方	6.10～6.19 (10日間)
	ブリヤート共和国・イルクーツク州	6.24～7.5 (12日間)
	アムール州	7.8～7.17 (10日間)
	カザフスタン共和国	10.15～11.1 (18日間)
フィリピン	ヌエバビスカヤ州、タルラク州	10.9～10.17 (9日間) (注1)
	ブラカン州、リサル州、 サンバレス州、バターン州	1.23～1.30 (8日間)
日本	鹿児島県西之表市馬毛島	10.30～11.2 (4日間)

(注1) 米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注2) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

(注3) 英国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

第3 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関と連携し、以下の関係国の政府と協議等を行った。

1. フィリピン

戦没者の遺骨収集を再開するため、平成30年5月に厚生労働大臣とフィリピン外務大臣との間で協力覚書の署名を行った。協力覚書は、フィリピン国立博物館の立会いの下でのみ遺骨の収容を実施できることや、入手可能な証拠を総合的に踏まえ、厚生労働省とフィリピンの関係機関が協議の上、旧日本兵のものであると共に決定した場合に限り、遺骨をフィリピンから持ち出すことができること、遺骨が旧日本兵のものと確定できない場合、日本においてDNA鑑定を実施できること等について定めており、今後のフィリピンにおける遺骨収集事業は、この協力覚書に基づき実施する。

この協力覚書に基づき、同年10月に、旧日本兵のものと思われる遺留品と一緒に発見されフィリピン国内に保管されていた遺骨の調査等を再開し、採取した検体について人種特定のためのDNA鑑定を行っており、今後、この結果を踏まえ、フィリピンの関係機関と協議を行うこととしている。

なお、厚生労働省からフィリピンにおける遺骨収集事業を受託していたNPO法人が平成22年10月までに収集し、フィリピン人の遺骨が含まれているのではないかとの報道を受け、現地で保管されていた遺骨のうち311検体について検証のためDNA鑑定を行い、その結果を平成23年10月に130検体分について公表していた。平成30年8月には、未公表であった181検体分について、DNA解析結果が得られた121検体のうち、日本人と推定されたものは0検体、フィリピン人と推定されたものは116検体、判別不能なものは5検体との結果を公表した。平成28年12月以降、フィリピンに遺骨鑑定人

を派遣し、現地で保管している遺骨の鑑定に着手しており、今後、フィリピンの関係機関と協議を行うこととしている。

2. インドネシア

戦没者の遺骨収集を実施するためのインドネシア政府との協力覚書については、平成27年11月に期間が終了し、事業が中断した。

事業を再開するためのインドネシア政府との国際約束については、平成31年3月に交渉妥結に至った。今後は、必要な作業及び調整を行い、早期の署名を目指す。

3. アメリカ

戦没者の遺骨収集に関する日米の協力関係を促進するため、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA Accounting Agency。以下「DPAA」という。)と協力覚書の署名に向けた協議を行い、平成31年4月に厚生労働省社会・援護局長とDPAA副長官との間で協力覚書の署名を行った。

第4 戦没者の遺骨収集

- 戦没者の遺骨収集については、上記第2の調査において収集した情報等に基づき、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者など各種の民間団体等の協力を得ながら実施している。
- 指定法人が、東京都小笠原村硫黄島（以下単に「硫黄島」という。）へ3回、ミャンマーへ1回、パラオ諸島へ1回、トラック諸島（ミクロネシア連邦）へ1回、東部ニューギニア（パプアニューギニア独立国）へ1回、ビスマーク・ソロモン諸島（パプアニューギニア独立国1回、ソロモン諸島1回）へ2回、旧ソ連地域へ5回（ハバロフスク地方2回並びにザバイカル地方、クラスノヤルスク地方及びブリヤート共和国各1回）、樺太へ1回及びマーシャル諸島へ1回の計16回の派遣を行い、818柱の遺骨を収容した。
これらの他、沖縄県に委託して収容した18柱を含め、平成30年度の遺骨収容数は、総計で836柱である。
- また、本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑において遺骨引渡式を行っており、9回の遺骨引渡式を行った。なお、平成30年10月のビスマーク・ソロモン諸島戦没者遺骨引渡式については、防衛省の協力を得て海上自衛隊護衛艦「さざなみ」により遺骨を本邦に送還したことから、入港地の横須賀港において行った。
- なお、過去の遺骨収集において不適切な事例があったことに鑑み、その再発防止のため、収集作業時の行動規範及び手順について明文化しており、遺骨収集団の派遣に際しては、派遣団員に対しその趣旨及び内容の徹底を図っている。
- さらに、厚生労働省が実施する遺骨収集等のための海外出張に際して前渡資金を用いて支出を行う場合に、法令に従った適切な取扱いがなされるよう、「前渡資金の取扱い（内規）」（平成29年4月21日社会・援護局長決裁）を改正するとともに、職員への研修を実施した。

【参考：平成 30 年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数
日本	【沖縄県が実施】		
	沖縄		18 (注1)
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	6.26～7.11 (16日間)	29
		11.27～12.12 (16日間)	6
1.29～2.14 (17日間)		7	
ミャンマー	シヤン州、 マンダレー地方域	3.1～3.14 (14日間)	30
パラオ諸島	ペリリュー島、 アングウル島	12.1～12.13 (13日間)	45
トラック諸島	チューク州	10.30～11.8 (10日間)	3
東部ニューギニア	オロ州、東セピック州、 マダン州、モロベ州	2.13～2.28 (16日間)	42 (注2)
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	9.12～9.30 (19日間)	88
	ブーゲンビル島、 ニューブリテン島	2.27～3.14 (15日間)	406
旧ソ連	ハバロフスク地方	7.24～8.8 (16日間)	43
	ザバイカル地方	7.23～8.8 (17日間)	27
	クラスノヤルスク地方	8.7～8.22 (16日間)	11
	ブリヤート共和国	8.7～8.22 (16日間)	0
	ハバロフスク地方	8.28～9.12 (16日間)	31
樺太 (注3)	樺太	11.13～11.22 (10日間)	2
マーシャル諸島	ウオツゼ島	2.20～3.7 (16日間)	48
合計			836

(注1) 沖縄については現在柱数を鑑定中のため暫定値である。そのため全体の合計にも変更が生じる可能性がある。

(注2) 42柱のうち、3柱については豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施のうえ収容し、送還したもの。

(注3) 樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

第5 戦没者の遺骨の鑑定及び伝達

- 収容した遺骨については、遺族にお渡しするために、可能な限りDNAの抽出を行い、全国11の大学等において、鑑定を行っている。
- 戦没者の遺骨については、平成30年度は、493件の鑑定を行い、そのうち49件について身元が判明したため、平成29年度に身元が判明した遺骨を含む50柱を遺族へ引き渡した。
- 平成28年度から、沖縄県の4地域で収容された遺骨について、平成29年7月からは、沖縄県の10地域で収容された遺骨について、試行的に、遺留品等がない場合でもDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至らなかった。
この結論を踏まえ、専門家の意見を参考に検討した結果、平成31年度以降は、沖縄については、沖縄県が未焼骨で保管している遺骨について、DNAの抽出可能な遺骨を選別する等、上記の試行的な取組を拡充して対応することとした。また、南方等の戦闘地域（沖縄及び硫黄島を含む。）の戦没者の遺骨で、遺留品等がない場合のDNA鑑定については、令和元年の夏を目処に検討することとした。
- また、平成30年度より、海外で実施する全ての遺骨収集において、遺骨鑑定人を日本から同行させ、現地での人種鑑定を実施することとした。
- 遺族が判明せずお渡しができなかった遺骨については、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しており、平成30年5月に行われた千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、平成29年度に収容した168柱及び平成28年度以前に収容した1,684柱の計1,852柱の遺骨を納骨した。

第6 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。
- また、平成30年5月に行われた千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式において、戦没者の慰霊事業について、パネルの展示及びパンフレットの配布を実施した。

第7 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 上記第3の戦没者の遺骨収集を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、上記第4の戦没者の遺骨収集を実施するに当たり、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。
- 外務省は、平成25年7月に設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受け実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。
- また、平成26年度及び平成28年度に引き続き防衛省の協力を得て、平成30年度にビスマルク・ソロモン諸島で収容された88柱の遺骨について、海上自衛隊護衛艦「さざなみ」により本邦に送還し、平成30年10月に横須賀港において遺骨引渡式を行った。

第8 遺骨収集等に係る予算額

- 遺骨収集等に係る予算額は、平成30年度は2,380百万円、令和元年度は2,361百万円である。

第9 遺骨収集事業の今後の在り方に関する検討

- 令和元年5月に、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家からなる「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、遺骨収集事業の今後の在り方等に関する検討を行った。今後も検討会議を開催することとしている。